

主 文

原判決及び第一審判決中被告人A及び被告人Bに関する有罪の部分を破棄する。

第一審判決事実摘示第二の罪につき被告人Aを免訴する。

被告人Aを懲役一年に処する。

第一審判決事実摘示第三の(三)の罪につき被告人Bを免訴する。

被告人Bを懲役一年及び罰金一万円に処する。

被告人Bにおいて、右罰金を完納することができない場合には金二百円を一日に換算した期間同被告人を労役場に留置する。

当審に於ける訴訟費用は被告人等の負担とする。

理 由

被告人A及び同被告人の弁護士平岡義雄の各上告趣意は、いずれも刑訴四〇五条の上告理由にあたらぬ。

被告人Bの弁護士小倉金吾の上告趣意第一点及び第三点は、刑訴四〇五条の上告理由にあたらぬ(なお、犯行の用に供するため器具類を貸与して窃盗を幫助した者がその盗贓を寄蔵した場合においては、正犯者間における贓物の分配寄蔵と異なり、窃盗幫助と贓物寄蔵の二罪が成立するものと解するのを相当とする)。

同第二点及び第四点は後記の如く免訴すべき罪に関するものであるから、これに対しては判断を示さない。

職権を以つて調査すると、第一審判決がそれぞれ併合罪をなすものとして確定した本件公訴事実中、被告人Aに対する第一審判決事実摘示第二の罪及び被告人Bに対する同第三の(三)の罪は、昭和二七年政令第一一七号大赦令一条八七号及び八八号によりいずれも赦免されているから、右被告人兩名に対する第一審判決中の有罪部分及びこれを是認した原判決は刑訴四一条五号によりいずれも破棄するを相

当とする。しかも、同四一三条但書に従い、直ちに判決することができる認められるから、同法四一四條四〇四條三三七條三号により前記大赦にかゝる罪につき被告人兩名を各免訴し大赦にかからない罪については第一審判決の確定した事実によつて法律を適用し被告人兩名をそれぞれ主文の刑に処する。

被告人Aの第一審判決事実摘示第一の所為は刑法二三五條六〇條に該当する。被告人Bの同第三の(一)の所為は刑法二三五條六二條に、同第三の(二)の所為は刑法二五六條二項罰金等臨時措置法二條三條に、同第三の(四)の所為は刑法一九八條(一九七條)罰金等臨時措置法二條三條刑法六二條に各該当するから、右(一)及び(四)の罪につきそれぞれ刑法六三條六八條三号に従い法定の輕減をなし、かつ(四)の罪につき所定刑中罰金刑を選択すべく、以上は刑法四五條前段の併合罪であるから同法四七條四八條一〇條を適用する。なお被告人Bにおいて右罰金を完納することができない場合につき刑法一八條を、また、被告人兩名の当審における訴訟費用につき刑訴一八一條を各適用する。

よつて裁判官全員一致の意見により主文のとおり判決する。

この公判期日には檢察官浜田龍信が出席した。

昭和二八年三月六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一 郎